

1. 議事日程（令和2年第2回北広島町議会定例会）

令和2年6月5日
午前10時開会
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 発議第6号 哀悼決議（案）
日程第5 報告第4号 令和元年度北広島町一般会計繰越明許費について
日程第6 報告第5号 令和元年度北広島町国民健康保険特別会計繰越明許費について
日程第7 報告第6号 令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計繰越明許費について
日程第8 報告第7号 令和元年度北広島町水道事業会計予算の繰越について
日程第9 議案第45号 特別職の職員の給与の特例に関する条例
日程第10 議案第46号 北広島町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例
日程第11 議案第47号 北広島町税条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第48号 北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第49号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第14 議案第50号 工事請負契約の締結について
（コアゾーン整備工事）
日程第15 議案第51号 工事請負契約の締結について
（千代田浄化センター増設工事〔機械設備3期工事〕）
日程第16 議案第52号 工事請負契約の締結について
（千代田浄化センター増設工事〔電気設備その5〕）
日程第17 議案第53号 町道の路線の認定について
日程第18 議案第54号 町道の路線の変更及び認定について
日程第19 議案第55号 令和2年度北広島町一般会計補正予算（第2号）
日程第20 同意第4号 北広島町農業委員会委員の任命の同意について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 濱田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一	10番 梅尾泰文
12番 服部泰征	13番 伊藤淳	14番 中田節雄
15番 大林正行	16番 宮本裕之	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	中原健	教育長	池田庄策
芸北支所長	清見宣正	大朝支所長	竹下秀樹	豊平支所長	細川敏樹
危機管理課長	野上正宏	総務課長	畑田正法	財政政策課長	植田優香
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	沼田真路	税務課長	矢部芳彦
町民課長	榎原ナギサ	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深
農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	中川克也	建設課長	川手秀則
上下水道課長	砂田寿紀	消防長	日田靖也	学校教育課長	植田伸二
生涯学習課長	西村豊	会計管理者	畑田朱美		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本伸次 議会事務局 小川友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） おはようございます。先の議会運営委員会において、省エネ、節電対策の取組の一環として、服装をクールビズに努めることにしました。暑い方は上着を取っていただいても結構です。併せて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することといたしました。なお、提案説明や質疑、答弁をする際にはマスクをしたままで結構ですので、はっきりと発言するよう努めてください。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本裕之） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、服部議員、13番、伊藤議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

- 議長（宮本裕之） 日程第2、会期の決定について議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの13日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、本日から6月17日までの13日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

- 議長（宮本裕之） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は配付しておりますとおりで、本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙請願・陳情受付簿のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託をいたします。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。朗読は省略します。以上で、議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは行政報告をいたします。まず、総務課の関係であります。今年度から、きたひろDX、デジタルトランスフォーメーション推進チーム、プロジェクトチームであります。を設置し、ICT、デジタル化へ取り組み、協議を始めておるところであります。それから、ここには書いておりませんが、新型コロナ対策ということで、いろいろありました。北広島町特別定額給付金、1人当たり10万円給付というものでありますが、これにつきましては、4月27日の住民基本台帳を基準とした申請書を各戸に郵送し、申請のあったものから順次振込を実施をしております。振込は、5月27日、6月3日に実施しております。7289世帯で、16億1650万円の支払いが終了しております。約90%の支払いが終了しております。それから、北広島町新型コロナウイルス感染症対策本部を2月25日に設置し、11回ほど対策本部会議を開催し、対策を検討し、実施をしてきたところであります。本町では感染者が発生することなく今日を迎えております。感染拡大防止対策につきましては、町民の皆さんのご協力ありがとうございました。今後も第2波、第3波の発生が想定をされております。新しい生活様式に従い、3つの密、密閉、密集、密接を避ける。また、マスク、手洗いなど引き続き取組を行っていきたいと思っております。よろしく願います。また、きたひろコロナ対策支援寄附金の制度も創設しております。よろしく願いをいたします。行政報告の細かい報告は記載のとおりで、説明は省略をさせていただきたいと思っておりますが、この間、ほとんどのイベントや行事は中止となっております。今、規制はレベル1となり、ほとんどが解除されておるわけですが、引き続き、先ほど申し上げました新しい生活様式など、対策をとりながら対応してまいりたいと思っております。以上で、行政報告とさせていただきます。なお、教育委員会関係につきましては、教育長のほうから報告をさせていただきます。
- 議長（宮本裕之） 教育長。
- 教育長（池田庄策） それでは失礼をいたします。教育委員会から教育行政についての報告を申

し上げます。23ページをお開きください。まず、学校教育活動でございますが、4月6日、7日に町内の小中学校の入学式を行いまして、小学1年生114名、中学校1年生132名が入学をいたしました。しかしながら、4月13日、コロナ対策に関わることで、15日から5月6日までの全町立小中学校の臨時休業を決定、実施をしております。休業に伴いまして、そこに記載しております、きたひろネットを通じて、きたひろスクールと題しました教育番組を作成して提供しております。4月28日、5月6日までの休業を5月31日まで延期することを決定し、実施をいたしました。5月13日、18日から、5月31日まで自主分散登校することを決定し、ご存じのように、6月からすべての小中学校が再開をしております。24ページ、生涯学習関係であります。まず、放課後児童クラブにつきましては、臨時開所ということで、令和2年3月2日から25日、8時から18時、令和2年4月15日から5月29日につきましては8時から18時ということで、児童クラブの開所をいたしました。以下、オリンピック関係、スポーツ事業、地域づくりセンター事業、図書館事業、文化財、自然館事業等、多くのイベント等は、ほとんどが中止となっております。教育委員会からは以上でございます。

○議長（宮本裕之） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。ここで、日程第4、発議第6号、哀悼決議案に先立ち、令和2年3月31日に逝去されました故室坂光治議員のご遺徳を偲び、1分間の黙禱を捧げたいと思います。全員、ご起立を願います。11番議席に向かって、黙禱（黙禱）

○議長（宮本裕之） 黙禱を終わります。着席願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 発議第6号 哀悼決議（案）

○議長（宮本裕之） 日程第4、発議第6号、哀悼決議案を議題とします。決議案を事務局が朗読いたします。事務局。

○議会事務局長（坂本伸次） 哀悼決議案。北広島町議会議員室坂光治氏の逝去に当たり、次のとおり、哀悼を決議する。令和2年6月5日、北広島町議会議長宮本裕之。哀悼決議。故北広島町議会議員室坂光治氏は、令和2年3月31日、病により逝去されました。誠に痛恨の極みであり、哀惜の情に堪えません。ここに北広島町議会の決議をもって、恭しく哀悼の意を表します。以上、決議する。令和2年6月5日、北広島町議会。

○議長（宮本裕之） ただいま朗読しました、哀悼決議案を決議することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、発議第6号、哀悼決議案は決議されました。ここで、濱田議員から北広島町議会を代表して、故室坂光治議員に対し、弔意を表する発言の申し出がありますので、これを許します。1番、濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 追悼の言葉。去る3月31日にご逝去されました、故室坂光治議員の急逝を悼み、謹んで哀悼の意を表します。本日ここに、令和2年第2回北広島町議会定例会が開催されるに当たり、いま一人、11番席には、在りし日の姿もなく、その声を聞くことさえできず、議員一同、惜別の情を禁じ得ません。顧みるに平成15年8月、豊平町議会議員に初当選され

て以来、平成17年2月の合併を経て北広島町議会議員となり、16年余りの長きにわたり、町民のためのまちづくりに献身的な努力を傾注してこられました。昨年の春に体調を崩されて以来、入院、通院と療養を繰り返しながらも、6月、9月の定例会でも一般質問され、質問席に立たれた姿が思い起こされます。特に9月定例会では、病を押してでも議会に出席しなければという執念さえ感じられ、まさしく議員魂、我々の模範とするべき姿でした。室坂議員の幾多の功績は、必ずや後世にその名をとどめ置かれるものと確信いたしております。ここに室坂光治議員の在りし日の面影を偲び、生前のご功績をたたえ、ご遺族並びに北広島町の前途に限りなきご加護を賜りますことをお願いしまして、一言蕪辞を連ね、もって追悼の言葉といたします。令和2年6月5日、北広島町議会副議長濱田芳晴。

○議長（宮本裕之） 以上で終わります。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 15分 休憩

午前 10時 17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第4号 令和元年度北広島町一般会計繰越明許費についてから

日程第8 報告第7号 令和元年度水道事業会計予算の繰越しについて

○議長（宮本裕之） 日程第5、報告第4号、令和元年度北広島町一般会計繰越明許費についてから、日程第8、報告第7号、令和元年度水道事業会計予算の繰越しについてまでの4件を一括議題とします。以上4件について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第4号から第7号につきまして、一括して概要を説明します。1ページをお願いします。報告第4号、令和元年度繰越明許費について。地方自治法施行令第146条第2項に定めるところにより報告するものです。令和2年3月定例議会において、議案第18号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第5号、議案第40号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第6号で議決をいただきました。また、令和2年5月臨時議会において、承認第1号、専決処分の承認をいただきました繰越明許費につきまして、調整を行った結果を報告するものです。議案集2ページをお願いします。報告第5号、令和元年度繰越明許費について。地方自治法施行令第146条第2項に定めるところにより報告するものです。令和2年3月定例議会において、議案第19号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号で議決をいただきました繰越明許費につきまして、調整を行った結果を報告するものです。議案集3ページをお願いします。報告第6号、令和元年度繰越明許費について、地方自治法施

行令第146条第2項に定めるところにより報告するものです。令和2年3月定例議会において、議案第25号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号で議決をいただきました繰越明許費につきまして、調整を行った結果を報告するものです。議案集4ページをお願いします。報告第7号、令和元年度北広島町水道事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項に定めるところにより、報告するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（宮本裕之） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 報告第4号、令和元年度一般会計に係る繰越明許費につきまして、財政政策課から報告いたします。議案書の1ページをお願いします。年度内に支出が完了しない経費につきまして、令和2年度に繰越をした額を報告するものです。2款総務費の総務管理費、電子計算組織管理運営事業、無停電電源装置更新業務委託料332万7500円、コミュニティ振興対策事業、担い手育成総合事業198万2000円、まちづくりセンター管理運営事業、まちづくりセンター新築工事1億7034万2995円を、次に、4款衛生費の保健衛生費、保健事業、保健管理システム改修委託料123万2000円を、次に、6款農林水産業費の農業費、農業基盤整備事業、広域農道負担金3230万円、担い手育成総合支援事業、農地耕作条件改善事業2200万円を、同じく林業費、森林経営管理事業、意向調査業務委託料1698万480円、小規模崩壊地復旧事業、上落合地区復旧工事830万円を、次に、7款商工費、商工振興対策事業、制度融資信用保証料補助金200万円、芸北オークガーデン運営事業、ろ過器修繕工事610万5000円を、次に8款土木費の道路橋梁費、県営道路改良事業、国道433号線ほか県事業負担金503万円、道路新設改良事業、町道瀬山萩原線ほか道路改良工事4777万8000円、橋梁維持修繕事業神崎橋ほか橋梁維持修繕工事5881万円を、同じく砂防費、急傾斜地崩壊対策事業川戸地区県事業負担金185万円を、次に、11款災害復旧費の農林水産施設災害復旧費、農林水産施設31年災害復旧事業9874万円、農林水産施設30年災害復旧事業3110万4000円、農林水産施設30年単独災害復旧事業143万円を、同じく公共土木施設災害復旧費、公共土木施設31年災害復旧事業1157万1000円、公共土木施設30年災害復旧事業1733万9000円を、以上、合計19事業、5億3822万1975円を、令和元年度から令和2年度へ繰越したものでございます。以上で、報告を終わります。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（榎原ナギサ） 報告第5号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計繰越明許費について、町民課よりご報告申し上げます。議案集の2ページをお願いします。4款3項健康管理センター事業費52万8000円を令和2年度へ繰り越しております。これは、ホリス・そよかぜに設置しております健康管理システムのシステム改修費になりますが、厚生労働省が示すスケジュールに基づきシステム改修を行うため、工期が令和2年度にわたることになったことによるものです。以上で、町民課からの報告を終わります。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 報告第6号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計繰越明許費について、総務課からご報告申し上げます。議案集3ページをお願いいたします。本報告は、令和元年度予算の繰越明許費について、情報化施設に係る支障移転工事1件の事業費の調整結果を報告させていただき、令和2年度において執行するものでございます。よろしくご願

たします。

○議長（宮本裕之） 上下水道課長。

○上下水道課長（砂田寿紀） 報告第7号、令和元年度北広島町水道事業会計予算の繰越につきまして、上下水道課から報告いたします。議案書は4ページでございます。年度内に支出が完了しない経費につきまして、令和2年度に繰越をした額を報告するものでございます。資本的支出、建設改良費の有田地区配水管布設1-1号工事におきまして633万6700円を、ほか関連工事の進捗状況に合わせ、繰越したものでございます。上下水道課からの報告は以上でございます。

○議長（宮本裕之） 以上4件について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで、報告第4号、令和元年度北広島町一般会計繰越明許費についてから、報告第7号、令和元年度水道事業会計予算の繰越についてまでの4件について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第45号 特別職の職員の給与の特例に関する条例

日程第10 議案第46号 北広島町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例

○議長（宮本裕之） 日程第9、議案第45号、特別職の職員の給与の特例に関する条例から、日程第10、議案第46号、北広島町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例までの2議案を一括議題とします。以上2議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第45号及び議案第46号につきまして、一括して概要を説明します。議案集の5ページをお願いします。議案第45号、特別職の職員の給与の特例に関する条例について説明します。本案は、特別職の職員の給与について減額措置を講じるため、新たな条例の制定について、町議会に提案するものです。議案集8ページをお願いします。議案第46号、北広島町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例について説明します。本案は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、北広島町いじめ問題対策連絡協議会及び北広島町いじめ問題対策委員会並びに北広島町いじめ問題に関する第三者調査委員会を設置するため、条例の制定について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第45号、特別職の職員の給与の特例に関する条例について、総務課からご説明申し上げます。議案集5ページをお願いいたします。本条例は、新型コロナウイルス感染症対策の財源に充てるため、令和2年7月から令和2年11月までの5か月間において、町長の給料を10%、副町長及び教育長の給料を8%減額するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 議案集8ページをお開きください。議案第46号、北広島町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例について、学校教育課から説明します。いじめ防止対策推進法第14条第1項では、地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を

図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、または地方
法務局、都道府県警察、その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くこ
とができるとされています。いじめの問題につきましては、学校における最重要課題の一つと
して、学校及び関係機関等に対応、取組を行っておりますが、この条例の制定により、いじめ
防止対策推進法に基づく公的組織として、本条例第2条に定める協議会及び委員会を設置し、
さらなるいじめの早期発見、いじめへの対処、調査の効果的な推進に向けた体制整備を行いま
す。いじめ防止対策推進法第14条第3項による本条例第3条に定めるいじめ問題対策委員会
は、いじめ問題対策連絡協議会の附属機関として、実効的な対策と重大事態発生の場合の調査
を行い、同法第30条第2項による本条例第4条に定めるいじめ問題に関する第三者調査委員会
は、公立学校における先の調査結果に対し、中立的な立場での調査と諮問への答申を行います。
以上が提案説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上2議案については、後日、
審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第47号 北広島町税条例の一部を改正する条例から

日程第13 議案第49号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第11、議案第47号、北広島町税条例の一部を改正する条例から、日  
程第13、議案第49号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例までの3議案を一括議  
題とします。以上3議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第47号から議案第49号につきまして、一括して概要を説  
明します。議案集11ページをお願いします。議案第47号、北広島町税条例の一部を改正す  
る条例について説明します。本案は、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正す  
ることについて、町議会に提案するものです。議案集17ページをお願いします。議案第48号、  
北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、行  
政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正す  
ることについて町議会に提案するものです。議案集20ページをお願いします。議案第49号、  
北広島町介護保険条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地域における医療  
及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保  
険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。  
以上、詳細につきましては担当から説明します。

○議長（宮本裕之） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 議案第47号、北広島町税条例の一部を改正する条例について、税務課  
からご説明申し上げます。事前に配付しております、お手元の資料により要点を説明させてい  
ただきます。まず、改正条例の構成ですが、第1条、第2条及び附則からなっております。議  
案書は11ページから16ページまでです。新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のた  
めの措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税に係る特例措置を講じるとともに、  
自治体の減収を補填する必要があることから、国において改正地方税法が令和2年4月30日



に成立、公布されました。これに伴う北広島町税条例の所要の改正について提案させていただくものです。まず、徴収の猶予制度の特例でございます。収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予するもので、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について、個人、法人を問わず適用されます。続いて固定資産税でございます。中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置で、厳しい経営環境下にある中小事業者に対して、令和3年度の課税の1年分に限り、売上高の減少率に応じて課税標準を2分の1、またはゼロとします。次は、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充、延長でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に事業用家屋及び構造物を加え、生産性向上特別措置法の改正を前提に適用期限を2年延長するものです。最後に軽自動車税でございます。環境性能割の税率を軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とします。その他、個人住民税において払戻しを放棄したチケット代の寄附金控除の適用や住宅ローン控除の適用期限の延長が講じられます。なお、これらの措置による減収額につきましては、大半が全額国費で補填されることとなっております。この度提案させていただきました北広島町税条例の主な改正内容につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。引き続き、議案第48号、北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、税務課から説明をさせていただきます。議案書は17ページから19ページまでとなっております。国において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が一部改正されたことに伴い、当該条例中で、審査申出がデジタル技術を活用し、オンラインで申請された場合の署名審理手数料の規定を引用する法令名などを改正するものです。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第49号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例について、保健課からご説明申し上げます。議案集の20ページをお願いします。今回の改正は、介護保険法施行令の一部改正により、低所得者の保険料の軽減幅を引き上げるものです。昨年10月の消費税率引上げに伴い、令和元年度は6か月分の保険料の軽減を実施しておりましたが、今年度は、通年分として保険料を軽減するものでございます。改正箇所については、保険料率、第2条の一部改正となります。第2条第2項から第4項は、平成30年度から平成32年度を、平成30年度から令和2年度に改めるものでございます。次のページをお願いします。第5項で、第1段階の方の令和2年度における保険料を年額3万2400円から2万4200円とし、第6項では、第2段階の方の保険料を年額5万4000円から4万3200円とし、第7項では、第3段階の方の保険料を年額5万8470円から5万6450円とするものでございます。改正後の北広島町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用となります。以上で、保健課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上3議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第50号 工事請負契約の締結についてから

日程第16 議案第52号 工事請負契約の締結について

- 議長（宮本裕之） 日程第14、議案第50号、工事請負契約の締結についてから、日程第16、議案第52号、工事請負契約の締結についてまでの3議案を一括議題とします。以上3議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第50号から議案第52号につきまして、一括して概要を説明します。議案集23ページをお願いします。議案第50号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、コアゾーン整備工事について、請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。議案集25ページをお願いします。議案第51号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、千代田浄化センター増設工事機械設備3期工事について、請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。議案集27ページをお願いします。議案第52号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、千代田浄化センター増設工事電気設備その5について、請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（宮本裕之） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） 議案第50号、工事請負契約の締結について、まちづくり推進課から説明いたします。議案集23ページをご覧ください。当該工事は、現在建築中のまちづくりセンターに隣接するコアゾーンである芝生広場約5200㎡にインターロッキングブロック園路、隣接商業施設への階段及びスロープ等を整備するものでございます。工事名、コアゾーン整備工事。工事場所、北広島町有田。工期、議会の議決のあった日の翌日から令和3年3月31日。請負金額9163万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額833万円。請負者、広島県山県郡北広島町惣森1093番地、有限会社溝田組代表取締役吉松諭高。なお、入札執行状況につきましては、配付しております参考資料をご参考にしてください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） 上下水道課長。
- 上下水道課長（砂田寿紀） 続きまして、議案第51号、工事請負契約の締結について、上下水道課からご説明申し上げます。議案書は25ページをお願いいたします。工事名、千代田浄化センター増設工事機械設備3期工事。工事場所、北広島町壬生千代田浄化センター。工期、議会の議決のあった日の翌日から令和3年3月31日。請負金額2億680万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は1880万円。請負者、広島市南区京橋町9番21号、前澤工業株式会社中国支店支店長腰越建。この工事は、北広島町公共下水道事業計画に基づきまして、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の汚水流入量増加に伴います千代田浄化センター機能増設工事でございます。平成29年度から着手しておりますが、この工事は、回分槽への水処理等の機器を設置するものでございます。続きまして、議案第52号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。議案書は27ページでございます。工事名、千代田浄化センター増設工事電気設備その5。工事場所、北広島町壬生千代田浄化センター。工期、議会の議決のあった日の翌日から令和3年3月31日。請負金額7315万円、うち取引に係る消費税及び

地方消費税の額は665万円。請負者、広島市中区本川町二丁目6番5号、株式会社正興電機製作所中国営業所所長副田竜弘。この工事は、先ほどの議案第51号、千代田浄化センター増設工事機械設備3期工事に伴う電機設備を設置するものでございます。以上2件の工事により一連の増設工事は完了する見込みとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上3議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第53号 町道の路線の認定について

日程第18 議案第54号 町道の路線の変更及び認定について

○議長（宮本裕之） 日程第17、議案第53号、町道の路線の認定についてから、日程第18、議案第54号、町道の路線の変更及び認定についてまでの2議案を一括議題とします。以上2議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第53号及び議案第54号につきまして、一括して概要を説明します。議案集29ページをお願いします。議案第53号、町道の路線の認定について説明します。本案は、一般県道澄合豊平線道路改良工事により不要となった道路を町に引き継ぎ、認定道路とするため、町議会の議決を求めるものです。議案集31ページをお願いします。議案第54号、町道の路線の変更及び認定について説明します。本案は、町道瀬山萩原線道路改良工事に伴い、路線の変更及び認定をするため、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 議案第53号、町道の路線の認定について、建設課からご説明申し上げます。議案集29ページをお願いいたします。お手元に配付いたしました議案第53号の説明資料と併せてご覧ください。説明資料は、上段に位置図、下段に路線の略図を示しております。路線番号34335、町道水根3号線、同じく34336、町道水根4号線ですが、北広島町戸谷地区弓場郷地内で行われました一般県道澄合豊平線の道路改良工事に伴い、不要となった道路を県から引き継ぎ、新たに認定道路とするものです。起終点の地番並びに延長は、それぞれ記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。続きまして、議案第54号、町道の路線の変更及び認定について、ご説明申し上げます。31ページをお願いいたします。同じく議案第54号の説明資料と併せてご覧ください。路線番号14007、町道瀬山萩原線ですが、北広島町都志見字盤城田地内で行った道路改良工事に伴い、主要地方道安佐豊平芸北線との交差点位置を変更したため、起点の位置並びに延長を変更するものです。路線番号34134、町道盤城田2号線ですが、先ほどの町道瀬山萩原線道路改良工事の影響により、起点の位置並びに延長を変更するものです。それぞれ変更前後の地番並びに延長は、記載のとおりです。次に、路線番号34337、町道盤城田3号線ですが、同じく町道瀬山萩原線道路改良工事に伴い、旧道敷となった道路について、路線番号及び路線名を新たに設け、認定道路とするものです。起終点の地番並びに延長は、それぞれ記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上2議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第55号 令和2年度北広島町一般会計補正予算（第2号）

○議長（宮本裕之） 日程第19、議案第55号 令和2年度北広島町一般会計補正予算第2号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和2年度補正予算の概要について説明します。別冊の令和2年度予算書をお願いします。議案第55号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1000万円を追加し、予算の総額を172億2200万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、農林水産業者応援給付金、小学校・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業を始め、通学用バスの借上げや行政情報配信システム構築業務委託料などの補正を行っております。また、債務負担行為補正は、第2表に追加1件を、地方債補正は第3表に、目的別に計上しております。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（宮本裕之） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 議案第55号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第2号について、財政政策課からご説明いたします。事前に配付しております資料の令和2年度6月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回の補正におきまして、一般会計の補正額は3億1000万円の増額補正で、補正後の予算額は172億2200万円となります。編成上のポイントは、きたひろ農林水産業者応援給付金、小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、行政情報配信システム構築事業などの追加でございます。中段から下段にかけては、一般会計、特別会計の当初予算からの補正の状況を掲載しております。裏面をご覧ください。6月補正における主要な施策を掲載しております。新型コロナウイルス感染症に伴う補正予算については、括弧書きでコロナ対策と表示しております。また、表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。Ⅰ、みんなで創造する実りと活力のあるまちでは、農林水産業者への応援給付金300万円、地域通貨ユートの換金手数料補助金100万円の追加を。Ⅱ、誰もが愛着を持って暮らせるまちでは、通学用バスの増便に伴う借上料1042万円、保育士等育成奨学金等361万円の追加などを。Ⅲ、心身ともに健やかで安心して暮らせるまちでは、介護保険施設改修補助金2689万円の追加を。Ⅳ、やすらぎと便利さを感じられるまちでは、小学校・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、合わせて2億2991万円。行政情報配信システム構築業務委託料1485万円などの追加を。Ⅴ、住民と行政が一体となって未来を創造するまちでは、地域施工補助金等92万円の増額などを計上しております。なお、一覧表中に米印で番号1を付記しております事業につきまして、これらの事業目的、事業概要などを説明した資料を添付しておりますので、後ほどご覧ください。次に、補正予算書の第2表をご覧ください。第2表に債務負担行為補正を計上しております。追加として、北広島町庁舎蓄熱委託料1件でございます。同じく次のページをご覧ください。第3表には、地方債補正を計上しており、補正後の借入限度額を総額で

12億2266万3000円とするもので、学校教育施設等整備事業債6050万円、一般単独事業1580万円、合計7630万円を増額するものです。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 同意第4号 北広島町農業委員会委員の任命の同意について

○議長（宮本裕之） 日程第20、同意第4号、北広島町農業委員会委員の任命の同意についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集33ページをお願いします。同意第4号、北広島町農業委員会委員の任命の同意について説明します。本年7月の任期満了に伴い、次の方を北広島町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、町議会の同意をを求めるものです。広島県山県郡北広島町東八幡原106番地3、田枝浩昭さん、同じく北広島町雲耕290番地、加計定さん、同じく北広島町才乙336番地、市川由和さん、同じく北広島町溝口1200番地1、岡田隆博さん、同じく北広島町田原440番地、大畑和憲さん、同じく北広島町大朝72番地1、佐古敏直さん、同じく北広島町岩戸1656番地、村上守さん、同じく北広島町丁保余原1178番地、下岡道範さん、同じく北広島町本地5466番地、高下茂樹さん、同じく北広島町木次938番地、熊谷莊二郎さん、同じく北広島町有田2992番地、二井川敏幸さん、同じく北広島町後有田1284番地、橋本寅夫さん、同じく北広島町寺原1360番地、三國泰昭さん、同じく北広島町川戸1090番地、一部信次さん、同じく北広島町吉木4029番地、松川勇さん、同じく北広島町阿坂11516番地1、平田敏春さん、同じく北広島町戸谷522番地、大田守さん、同じく北広島町中原10736番地6、柳谷敏男さん、安芸高田市美土里町北4371番地、角田美枝さん。以上、同意についてよろしくお願いたします。

○議長（宮本裕之） これで、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。人選について異議を唱えるものではございませんが、農業委員の資格という面で、住所がなくても、農業委員になれるということがあるんだろうというふうに思うんですが、そこのところを今一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農林課から、農業委員さんの住所の資格についてご説明させてもらいたいと思います。旧制度におきましては、選挙をするときには、住所を有する者が農業委員でなければいけないという規定になっておりましたけども、改正後の農業委員会に係ります法律におきましては、こういった制限はなくなっております。こういった関係で、住所を有さない者でも、当該区域におきまして農業経営を行っている者や、あるいは農業区域の農業事情に詳しい方につきましては農業委員さんに推薦され、あるいは公募されることも可能となっておりますので、そういった法律改正に伴いまして、本区域外に対しての農業委員さんの任命について

も法律上は問題ないということでございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、同意第4号、北広島町農業委員会委員の任命の同意についてを採決いたします。本件については、田枝浩昭さん、加計定さん、市川由和さん、岡田隆博さん、大畑和憲さん、佐古敏直さん、村上守さん、下岡道範さん、高下茂樹さん、熊谷莊二郎さん、二井川敏幸さん、橋本寅夫さん、三國泰昭さん、一部信次さん、松川勇さん、平田敏春さん、大田守さん、柳谷敏男さん、角田美枝さんを選任することに同意する方は起立願います。（起立全員）

○議長（宮本裕之） 起立全員です。従って、同意第4号、北広島町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、6月10日午前10時から一般質問の予定となっていますので、よろしく願います。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 10分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~